

令和2年度

## 国際交流協会補助金

評価表

NO.

36

所管部課名	交通貿易課	担当者	松元 宏貴					
事務事業名	国際交流事務事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1 1年以上 1 5年以下							
令和2年度 予算額	7,830 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	7,830 千円	千円				
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	国際交流協会会員数	450	令和7年度					
成果指標②	国際交流協会事業回数及び参加者数	650回/3,400人	令和7年度					
補助対象者	薩摩川内市国際交流協会							
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薩摩川内市国際交流協会の運営に関する経費</li> <li>・国際交流推進事業に要する経費</li> </ul>							
補助対象事業・活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友好都市交流支援事業（海外交流派遣団体助成事業も含む）</li> <li>・自主事業（語学教室、交流、体験事業、異文化理解、国際理解講座、外国人支援事業等）</li> <li>・他団体主催の国際交流活動支援事業</li> <li>・国際交流に関する情報提供事業、紹介、派遣、相談事業等</li> </ul>							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額以内							
上記項目の積算方法	前年度の実績額等を参考とする							
補助を受ける事業（団体）等の決算状況	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	4,174,168	34.5%	3,536,243	30.8%	2,900,122	25.8%
		会費収入	973,000	8.0%	970,000	8.5%	913,000	8.1%
		事業収入	2,861,838	23.7%	2,256,299	19.7%	1,586,723	14.1%
		寄付金・その他助成	339,330	2.8%	309,944	2.7%	400,399	3.6%
		市補助金	6,984,200	57.7%	6,920,000	60.3%	7,460,000	66.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	941,185	7.8%	1,022,707	8.9%	892,827	7.9%
	計	12,099,553	100.0%	11,478,950	100.0%	11,252,949	100.0%	
	支出	事業費	3,776,269	31.2%	3,171,669	27.6%	2,532,423	22.5%
		人件費	6,482,802	53.6%	6,730,356	58.6%	6,799,962	60.4%
		その他事務費	817,775	6.8%	684,098	6.0%	819,351	7.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	1,022,707	8.5%	892,827	7.8%	1,101,213	9.8%
計	12,099,553	100.0%	11,478,950	100.0%	11,252,949	100.0%		
支出計/前年度支出計			94.9%		98.0%			
自己資金/前年度自己資金			84.7%		82.0%			
翌年度繰越金/市補助金	14.6%		12.9%		14.8%			
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	385		382		358			
成果指標の推移②	534回/3,178人		508回/3,284人		448回/2,954人			
特記すべき事項等	【前回評価】平成29年度「現状のまま継続」							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流協会会員への加入促進を図りたい。</li> <li>・成果指標に補助金交付要綱にある本市における協会会員数を追加されたい。</li> <li>・国際理解・国際交流を深めるための自主事業を更に充実させ、受講者が増加するように努力されたい。</li> </ul>							
	【事業のPR方法】ホームページ、広報薩摩川内、国際交流協会会報誌、まちづくり公社広報誌「ACSタイム」、フェイスブック、講座募集チラシ、薩摩川内市観光物産協会「こころ」に掲載							

## 〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	薩摩川内市国際交流協会は、国際交流に対する市民の理解を高めるとともに、市民の外国人との交流を推進している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	これからの国際化社会に対応するため、国際的な理解を推進し、また、国際性のある人材の育成にも必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	外国人留学生交流事業等を実施し、市民への国際的な理解を推進する効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	これまでの蓄積した国際交流活動に基づいて自主事業を実施するなどしており、地域への国際交流の更なる推進を図るためにも同協会が実施した方が適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	国際交流事業を幅広く推進するうえで適当な手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	これまでの国際交流事業の実績等を参考とした積算となっており適当な経費である。

## 〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 国際交流事業（語学、国際理解講座）を実施することにより市民の国際化を進め、国際化社会に対応する人材の育成など、より国際交流を推進する必要がある。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 県及び他市の国際交流事業への取組み等を参考とし、自主事業の充実を行うと同時に自主財源の確保についても研究する必要がある。		≪まとめ≫

## 国際交流協会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第101号）第2条の表に掲げる国際交流協会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 国際交流協会運営補助金に係る補助事業等は、次に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 薩摩川内市国際交流協会（以下「協会」という。）の円滑な運営を図るものであること。
- (2) 市の国際交流の振興及び啓発を図ることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 国際交流協会運営補助金の額は、次条に定める経費の範囲内とする。

(補助対象経費)

第4条 国際交流協会運営補助金は、次の各号に掲げる事業に要する経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費
- (2) 協会の行うソフト事業に要する経費

(交付の申請)

第5条 国際交流協会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

(交付の基準)

第6条 国際交流協会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に国際交流協会運営補助金を交付することが適当でないと思われる場合

(実績報告)

第7条 国際交流協会運営補助金の実績報告に必要な書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第 8 条 国際交流協会運営補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 本市における協会会員数
- (2) 協会が行った事業の数及び参加者数  
（補助事業者等の責務）

第 9 条 国際交流協会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の国際交流の振興及び啓発に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国際交流協会運営補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 19 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 20 年度において所要の措置を講ずるものとする。